

道路位置指定申請の手引き

令和 7 年 4 月 版

上 尾 市

都市整備部建築安全課

目 次

I 指定に関する基準等

- 1 上尾市道路位置指定指導基準…………… P 1
- 2 上尾市位置指定道路申請に係る事務処理要領…………… P 5

II 位置指定道路申請の手続き及び標準処理期間等

- 1 位置指定道路申請の手続きフロー…………… P 7
- 2 関係部署一覧…………… P 8
- 3 標準処理期間…………… P 9

III 申請書類及び申請手数料

- 1 添付書類一覧…………… P 10
- 2 図面の作成要領…………… P 12
- 3 申請書の様式…………… P 13
- 4 申請手数料…………… P 24

I 指定に関する基準等

- 1 上尾市道路位置指定指導基準 (P 1 ～ P 4)
- 2 上尾市位置指定道路申請に係る事務処理要領 (P 5 ～ P 6)

上尾市道路位置指定指導基準

平成20年9月24日

上尾市告示第266号

第1 趣旨

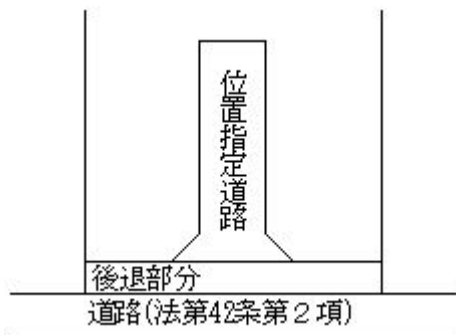
この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）に関し、その道路が備えているべき構造その他の当該道路を築造する場合においてその道路が適合していなければならない基準を定めるものとする。

第2 関係法令及びこの基準等の遵守

- 1 道路位置指定を受けようとする者は、道に関する基準について規定した建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項の規定のほか、この基準に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 上記1に定めるもののほか、道路位置指定を受けようとする者は、埼玉県県土整備部長の定める「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準について（平成14年4月1日建指第2号）」に定める事項を遵守しなければならない。

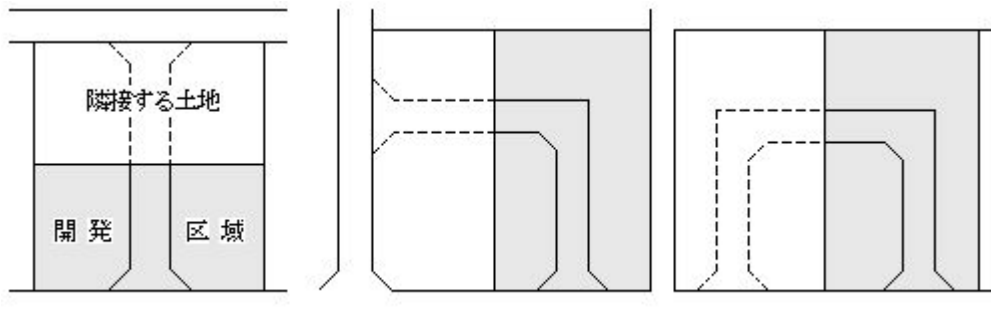
第3 遵守事項

- 1 道路構造
 - (1) 道路位置指定を受けようとする道路の構造については、原則として、位置指定道路標準構造図（別図）によること。
 - (2) 道路位置指定を受けようとする道路には、側溝並びに集水ます及び雨水ますを設置すること。これらの設置については、上尾市開発行為における道路整備に関する基準（平成22年上尾市告示第184号）の規定の例によること。
 - (3) 道路位置指定を受けようとする道路における雨水排水施設の流末の接続箇所には、集水ますを設置すること。なお、この際には、あらかじめ、市と十分協議を行うこと。
- 2 有効幅員の確保
道路位置指定で規定する各幅員は、車両の通行に支障の生じることのない幅員を確保すること。
- 3 電柱等の設置
道路内には、電柱、防火水槽、ごみ集積所等を設置してはならない。
- 4 後退線によって後退した土地の分筆
開発区域が、建築基準法第42条第2項に規定する道路に接する場合においては、当該道路に係る後退線によって後退した土地（建築物の敷地である部分を含む。）を分筆すること。
- 5 後退部分の整備
次の図に示す後退部分については、その整備を行った上で、市に原則として無償で譲渡すること。



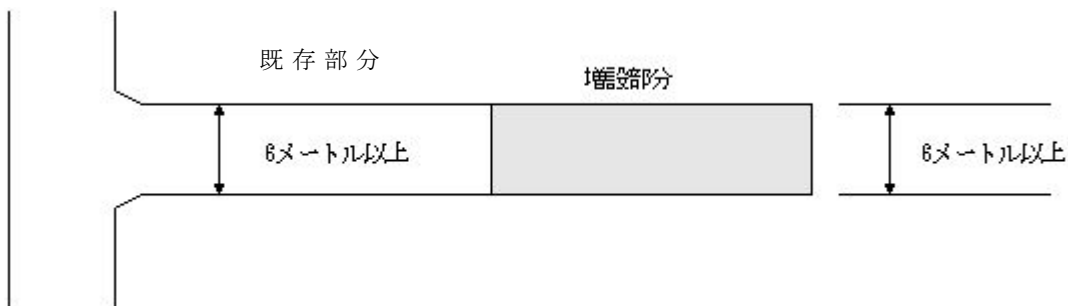
6 隣接する土地との通り抜け

開発区域内の位置指定道路は、隣接する土地が開発可能な場合においては、次の図に示すように、当該隣接する土地が開発される際にその土地の通り抜けが可能となるよう計画しなければならない。



7 既存の道路に増設される袋路状の位置指定道路の幅員

既存の幅員6メートル以上の道路に増設される次の図のような袋路状の位置指定道路の幅員は、原則として6メートル以上とする。



8 下水道施設

(1) 位置指定道路が上尾市公共下水道の供用開始区域内又は事業計画区域内に存する場合は、当該道路に、污水排水を目的とした下水道污水管及び雨水排水を目的とした雨水排水施設を設置しなければならない。

(2) 污水については一区画ごとに取り付けますを設置し、污水管に接続すること。この場合における詳細事項については、あらかじめ、上尾市公共下水道管理者と協議を行うこと。

9 土地区画整理事業の実施予定地区内における道路位置指定

土地区画整理事業の実施予定地区内において道路位置指定を受けようとする場合は、当該土地区画整

理事業に関する都市計画との整合性を図るため、あらかじめ、市と十分協議を行うこと。

10 ごみ集積所

当該道路位置指定による宅地利用の規模に応じ、ごみ集積所の設置について市と協議を行うこと。

11 利用宅地の最低敷地面積

道路位置指定に係る利用宅地の最低敷地面積は、100平方メートルとする。この場合において、路地状敷地となる部分については、その面積に0.5を乗じて得た面積をもって、当該最低敷地面積を算出することを原則とする。

第4 提出書類

1 道路位置指定を受けようとする場合

(1) 道路位置指定を受けようとする場合は、上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則（昭和63年上尾市規則第14号。以下「市規則」という。）第13条第1項の規定に従い、市規則第12号様式による道路位置指定申請書正副2通に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する書類のほか、市規則第13号様式による道路位置図を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 上記(1)に定める図書のほか、市規則第13条第2項の規定により道路位置指定を受けようとする者に対して提出を求める資料は、次のとおりとする。

ア 道路となる土地及びその利用宅地の求積図

イ 道路となる土地についての登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ウ 道路となる土地に関し権利を有する者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書（原則として作成後3月以内のものに限る。）

エ 排水計画図

オ 電柱の配置図及び電柱の設置又は移設に関し協議が整ったことを証する書類

電柱については、次に掲げる者と協議を行った上で、民地内に設置すること。

(ア) 当該電線により電気を供給している一般電気事業者

(イ) 当該電線により電気通信業務を行っている電気通信事業者

カ その他当該道路位置指定に関し市長が必要と認める書類

2 道路位置指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合

道路位置指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合は、市規則第14条第1項の規定に従い、市規則第14号様式による道路変更（廃止）申請書正副2通に、市規則第13号様式による道路位置図を添えて市長に提出しなければならない。

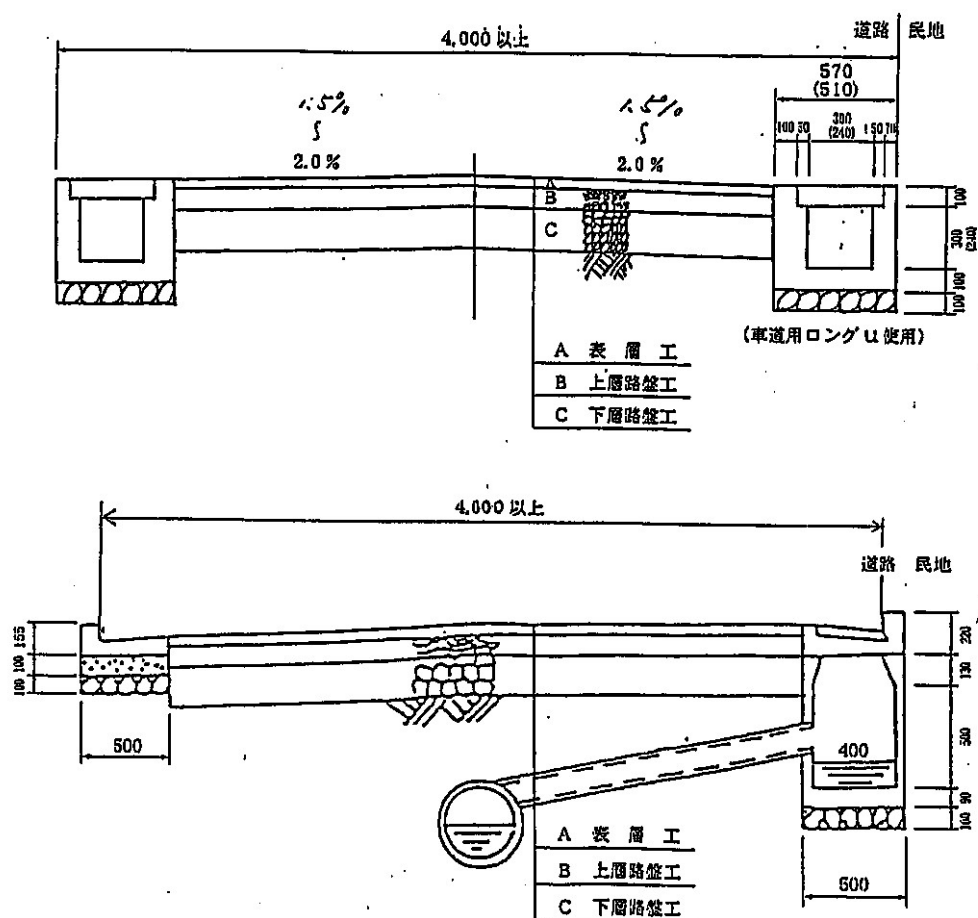
附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

位置指定道路標準構造図



道路の組成は下表のとおりとすること。

単位：cm

	表層	上層路盤	下層路盤
	アスファルト 混合物	粒調碎石 (M-30)	再生切込碎石 (RC-40)
密粒度アスファルト舗装	5	15	20
透水性アスファルト舗装	5	15	20

上尾市位置指定道路申請に係る事務処理要領

令和 7 年 3 月 2 6 日 決 済

第 1 趣旨

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降、所管課が開発指導課から建築安全課に代わることを踏まえ、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）に関し必要な事項を定め、円滑な事務に資するため策定するものである。

第 2 関係法令及びこの基準等の遵守

- 1 道路位置指定を受けようとする者は、道に関する基準について規定した建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 4 4 条の 4 第 1 項の規定のほか、上尾市道路位置指定指導基準に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 上記 1 に定めるもののほか、道路位置指定を受けようとする者は、埼玉県県土整備部長の定める「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準について（平成 1 4 年 4 月 1 日建指第 2 号）」に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 上記 1、2 に定めるもののほか、道路位置指定を受けようとする者は、この要領に定める事項を遵守しなければならない。

第 3 事前申請及び中間検査等について

- 1 位置指定道路の申請を受けようとする者は、上尾市位置指定指導基準に基づく位置指定道路（以下、基準）申請のほか、事前申請、中間検査及び完了検査を受けなければならない。
- 2 中間検査を受ける工程
 - (1) 中間検査を受ける工程は次の通りとする。
 - ア 路盤工、擁壁等の基礎工事及び配筋工事の完了時
 - イ 給排水施設の完了時

第 4 提出書類

- 1 事前協議を受けようとする場合
 - (1) 事前協議を受けようとする場合は、第 1 号様式に、必要な書類を添付して建築安全課に提出しなければならない。
 - (2) 第 1 号様式のほか、事前協議を受けようとする者に対して提出を求める書類は、次に示す通りとする。
 - ア 案内図
 - イ 公図の写し
 - ウ 土地謄本（全部事項証明書）
 - エ 現況図
 - オ 縦断面図
 - カ 道路位置図（A2 判）
 - キ その他、申請に係る必要書類
- 2 中間検査を受けようとする場合
 - (1) 道路位置指定の中間検査を受けようとする場合は、第 2 号様式に、必要な書類を添付して上尾市長に提出しなければならない。
 - (2) 第 2 号様式のほか、中間検査を受けようとする者に対して提出を求める書類は、次のとおりとする。
 - ア 案内図
 - イ 公図写し
 - ウ 土地利用計画図
 - エ 給排水施設平面図
 - オ 下水縦断面図
 - カ 雨水施設図

- キ 雨水施設構造図
- ク 工事施工写真（中間検査時に現場で提出）
- ケ その他、申請に係る必要書類

3 完了検査を受けようとする場合

- (1) 道路位置指定の完了検査を受けようとする場合は、第3号様式に、必要な書類を添付して上尾市長に提出しなければならない。
- (2) 第3号様式のほか、完了検査を受けようとする者に対して提出を求める書類は、次のとおりとする。
 - ア 案内図
 - イ 公図写し
 - ウ 土地利用計画図
 - エ 給排水施設平面図
 - オ 下水縦断図
 - カ 雨水施設図
 - キ 雨水施設構造図
 - ク 工事施工写真（完了検査時に現場で提出）
 - ケ その他、申請に係る必要書類

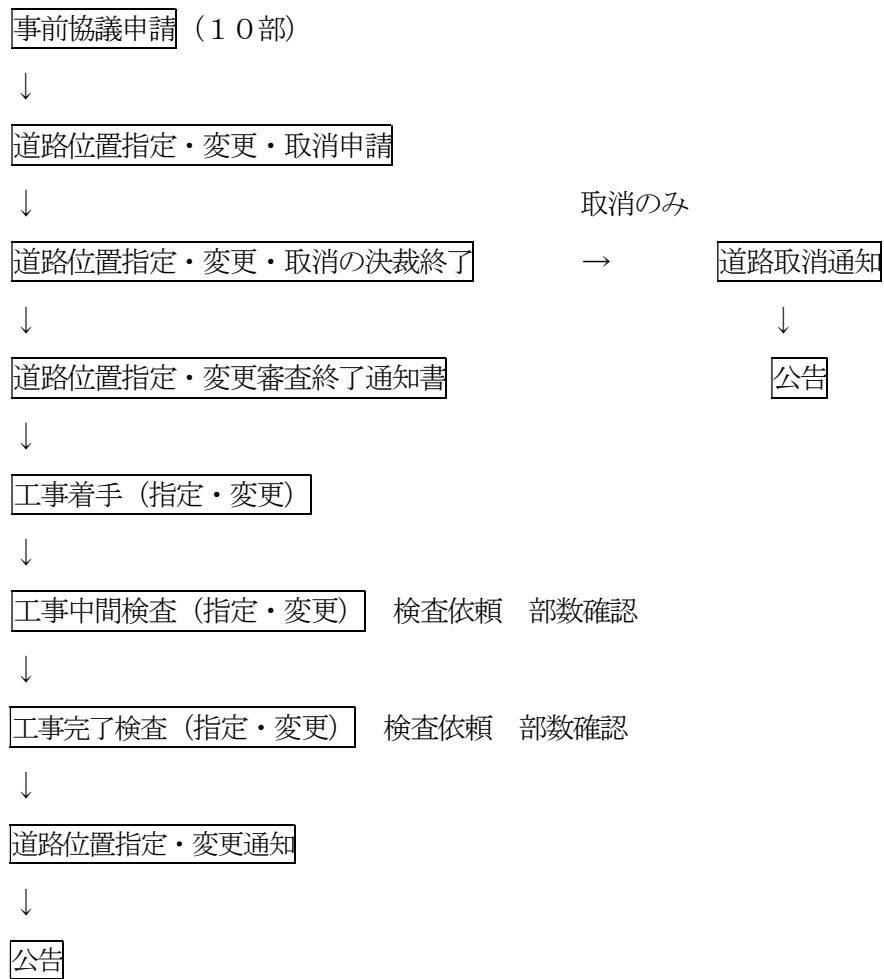
4 申請・工事を中止する場合

- (1) 上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則第13条に基づく道路位置指定の申請を取り下げる場合は、第4号様式を上尾市長に提出しなければならない。
- (2) 建築基準法規則第10条第3項に基づく通知を受けた道路位置指定の工事を取り止める場合は、第5号様式を上尾市長に提出しなければならない。

Ⅱ 位置指定道路申請の手続き 及び標準処理期間

- 1 位置指定道路申請の手続きフロー (P 7)
- 2 関係部署一覧 (P 8)
- 3 標準処理期間 (P 9)

1 位置指定道路申請の手続きフロー



2 関係部署一覧

所 管 事 項	担 当 課	窓口・電話
建築確認申請 中高層建築物（近隣説明） 建設リサイクル 福祉のまちづくり 道路位置指定	建築安全課	本庁舎 6 階 775-8490
道路に関する申請・管理 （相談・査定・占用等）	建設管理課	本庁舎 6 階 775-8597
道路の構造・工事	道路河川課	本庁舎 6 階 775-9049
雨水排水	道路河川課	本庁舎 6 階 775-9381
汚水排水	上下水道部業務課、下水道施設課（下水道区域外は道路課）	水道庁舎 業務課 775-9302 下水道施設課 775-9372
公園・緑地	みどり公園課	本庁舎 6 階 775-8129
交通安全施設 （標識・道路照明灯等）	交通防犯課	本庁舎 4 階 775-5138
ごみ処理・集積所	西貝塚環境センター	環境センター 781-9141
公害・自然保護・土壌浄化 電波障害	生活環境課	本庁舎 5 階 775-6940
通学区等	教育委員会学務課	本庁舎 7 階 775-9604
埋蔵文化財	教育委員会生涯学習課	本庁舎 7 階 775-9496
消防水利	消防本部警防課	消防本部 775-1312
消防用設備・危険物	消防本部予防課	消防本部 775-1314
農業振興地域	農政課	本庁舎 5 階 775-7384
農地転用	農業委員会	本庁舎 5 階 775-9694
区画整理事業区域	市街地整備課 各区画整理組合事務所	本庁舎 5 階 775-7913
小売業店舗	商工課	プラザ 22 内 777-4431
地区計画・用途地域・景観	都市計画課	本庁舎 6 階 775-7629
給水・水道	上下水道部業務課	水道庁舎 775-5161
・開発総合窓口 （開発相談・申請受付） ・ワンルームマンション	開発指導課	本庁舎 6 階 775-8194
県道の境界・占用等	北 本 県 土 整 備 事 務 所 総務管理部管理担当	048-540-8200
国道の境界・占用等	大宮国道事務所管理第一課	048-669-1207

3 標準処理期間

申請に関する処分(許可など)に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

1 上尾市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

処 分	法 令 条 文	標準処理期間
道路位置の指定、変更 及び廃止	建築基準法第42条第 1項第5号	14日

2 次のような期間は処理期間に算入されませんのでご注意ください。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 関係部署の執務が行われない日（土曜日、日曜日、年末年始、祝祭日等）
- (3) 申請者が申請の途中で、申請内容を変更するための期間
- (4) 特別の事情により、審査のために資料を追加するための期間

Ⅲ 申請書類及び申請手数料

- | | | |
|---|----------------|-------------------|
| 1 | 道路位置指定申請添付書類一覧 | (P 1 0 ～ P 1 1) |
| 2 | 図面の作成要領 | (P 1 2) |
| 3 | 申請書の様式 | (P 1 3 ～ P 2 3) |
| 4 | 申請手数料 | (P 2 4) |

1 道路位置指定申請添付書類一覧

	添 付 書 類 (正 ・ 副 各 1 部)
1	○道路位置指定申請書 ・道路となる土地の権利者の承諾（所有権、抵当権、借地権等） ・道路となる土地の隣接地の所有権者の承諾 ・道路となる土地の隣接地に建築されている建築物等の所有権者の承諾 ・道路の管理者の承諾 ○道路変更（取消）申請書 ・申請書に押印する承諾の範囲は、指定の範囲と同じ
2	委任状（代理人の住所、氏名、電話）
3	全部事項証明書 ・道路となる土地 ・道路となる土地の隣接地 ・道路となる土地の隣接地に建築されている建築物等
4	印鑑証明書 ・道路となる土地の権利者（所有権、抵当権、借地権等） ・道路の管理者
5	道路位置図（A 2）
6	案内図
7	現況図
8	公図の写し
9	求積図
10	土地利用計画図
11	道路横断面図（接続道路との接続部断面図を含む）
12	道路縦断面図（排水計画を含む）
13	造成計画平面図 造成計画横断面図
14	排水施設計画平面図（汚水・雑排水・雨水）
15	排水施設構造図（汚水・雑排水・雨水）
16	ゴミ置場構造図
17	電柱配置図及び電柱協議書
18	既存道路位置指定（参考）図
19	その他市長が必要と認めるもの

※ 土地全部事項証明書・印鑑証明書等は、申請時以前3ヶ月以内のもの。
（オンライン不可）

審査終了通知後の手続きに関する添付図書一覧

中間検査依頼書 （４部～６部で建築安全課の指示による）

【検査工程】

①路盤工、擁壁等の基礎工事及び配筋工事の完了時

②給排水施設の完了時

《添付書類》

① 案内図 ②公図写し ③土地利用計画図 ④給排水施設平面図

⑤下水縦断図 ⑥雨水施設図 ⑦雨水施設構造図

※検査時に工事施工写真を現場に持ってきてください。

工事完了届出書 （４部～８部で建築安全課の指示による）

《添付書類》

① 案内図 ②公図写し ③土地利用計画図 ④給排水施設平面図

⑤下水縦断図 ⑥雨水施設図 ⑦雨水施設構造図

※確定測量図１部（戸建住宅のみ） →建築安全課

※道路測距図２部（(1)から(3)に該当し上尾市に帰属する場合） →建設管理課

（１） 区域内の新設道路

（２） 区域内のすみ切り部分

（３） 取付け道路（建築基準法第４２条第２項道路）の道路後退部分

以上の書類は、検査時まで各課あてに提出のこと

※検査時に工事施工写真を現場に持ってきてください。

2 図面の作成要領

種 類	標準縮尺	明 示 す る 基 本 的 事 項
位置図	1/15,000 以上	・施行地区（朱書）（都市計画図に記入）
案内図	1/2,500 以上	・方位・区域（朱書）
公図の写し	1/600 以上	・方位・区域（朱書）
現況図	1/500 以上	方位 ・ 区域（朱書） ・ BMの位置及び高さ ・ 施行区域内及び付近の道路、河川、水路等の公共施設の状況 ・ 既存建築物の配置、工作物 ・ 樹木 ・ 電柱 ・ 交通標識
求積図	1/500 以上	・実測図による数値三斜法又は座標法による
土地利用計画図	1/500 以上	・方位 ・ 区域（朱書） ・ 道路、河川、水路等の公共施設の位置及び形状 ・ 道路・排水の縦断測点 ・ 公益的施設の位置及び形状 ・ 予定建築物の敷地の形状 ・ 予定建築物の用途 ・ 擁壁等の位置
造成計画平面図	1/500 以上	・方位・施行地区及び工区の境界（朱書）・宅地の境界 ・予定建築物の位置及び形状・縦横断線位置と符号 ・各ブロック計画高及び道路主要点の計画高・BM位置及び高さ ・がけ、擁壁の位置、種別及び寸法・道路の位置、形状、幅員 ・排水施設の位置及び種別及び形状・消防施設の位置及び構造 ・切土（黄）又は盛土（茶）をする土地の色分け
道路横断図	1/20 以上	・路盤、基層、表層の構成 ・ 雨水桝及び取付管 ・ 道路側溝及び埋設管の位置の形状及び寸法 ・ 取付け道路を改修する部分の横断暗渠、雨水桝等
計画縦断面図 （道路・排水）	H=1/100 L=1/500	・測点・単距離・追加距離・地盤高・計画高・勾配・DL線・ ・地盤高（細線）、計画高（太線）をプロットしたもの 人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高
造成計画横断面図	H=1/100 L=1/500	測点番号・縦断線位置及び記号・地盤高状況（細線）及び土質種別・計画高状況・土羽勾配・計画構造物
給水施設平面図	1/500 以上	・ ・ 方位・伏設図・管径・給水状況・消火栓
排水施設平面図	1/500 以上	方位・排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法、勾配延長及び流れの方向並びに吐口の位置・集水状況を示す流下方向
排水施設構造図	1/50 以上	・排水施設構造詳細図・落差工・人孔・雨水桝・吐口・取付管等
予定建築物の図面	1/100	・各階平面図・立面図・断面図・建築面積、延床面積
がけの断面図	1/50 以上	・がけの高さ、勾配・土質・切土、盛土前の地盤面・がけ面保護の方法
擁壁の断面図	1/50 以上	・ ・ 擁壁寸法及び勾配・擁壁材料の種類・透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面・基礎ぐい・水抜孔の位置寸法

3 申請書の様式

1 上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則 に定められているもの（P 1 4～P 1 8）

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 道路位置指定申請書（正） | 第 1 2 号様式（第 1 3 条関係） |
| ② 道路位置指定申請書（副） | 第 1 3 号様式の 2（第 1 3 条関係） |
| ③ 道路位置図 | 第 1 3 号様式（第 1 3 条、第 1 4 条関係） |
| ④ 道路位置指定の変更（取消し）申請書（正） | 第 1 4 号様式（第 1 4 条関係） |
| ⑤ 道路位置指定の変更（取消し）申請書（正） | 第 1 4 号様式の 2（第 1 4 条の 2 関係） |

2 上尾市位置指定道路指導申請処理要領に定められているもの（P 1 9～P 2 2）

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 事前協議書 | 第 1 号様式（第 4 条の 1 関係） |
| ② 中間検査依頼書 | 第 2 号様式（第 4 条の 2 関係） |
| ③ 工事完了届出書 | 第 3 号様式（第 4 条の 3 関係） |
| ④ 申請取り下げ届 | 第 4 号様式（第 4 条の 4 関係） |
| ⑤ 工事取りやめ届 | 第 5 号様式（第 4 条の 4 関係） |

第12号様式（第13条関係）

正

道 路 位 置 指 定 申 請 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者住所

氏名

指定を受けようとする者住所氏名	電話番号					
代理者住所氏名	電話番号					
図面作成者住所氏名	電話番号					
道路となる土地の地名地番						
申請に係る道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m ²

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。

権利別 地番	所有者住所 氏 名 印	承諾 年 月 日	借地権者住所 氏 名 印	承諾 年 月 日	建築物又は工作物の 所有者住所氏名印	承諾 年 月 日
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。

承諾
年 月 日

管理者住所
氏 名 印

電話番号

印

備 考

指定番号年月日

第 号

年 月 日

第13号様式の2（第13条関係）

副

道 路 位 置 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった道路の位置の指定については、建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定したので、通知します。 指定番号 第 号 年 月 日 上尾市長 印							
申 請 者 住 所 氏 名		電話番号					
指定を受けようとする者住所氏名		電話番号					
代理者住所氏名		電話番号					
図 面 作 成 者 住 所 氏 名		電話番号					
道路となる土地の地名地番							
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要		幅員	m	延長	m	面積	m ²
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。							
権利別 地番	所 有 者 住 所 氏 名 印	承 諾 年月日	借 地 権 者 住 所 氏 名 印	承 諾 年月日	建 築 物 又 は 工 作 物 の 所 有 者 住 所 氏 名 印	承 諾 年月日	
	印		印		印		
	印		印		印		
	印		印		印		
	印		印		印		
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。						承 諾 年月日	
管理者の住 所 及び 氏 名		電話番号				印	
備 考							

第13号様式(第13条、第14条関係)

道路位置図(指定・変更・取消し)

1 申請に係る土地の地名地番

2 申請に係る道路の幅員、延長及び面積

幅員 メートル・延長 メートル
面積 平方メートル

3 利用宅地総面積

平方メートル

縮 尺	付近見取図	
	地籍図	
	構造図	
	公園の写し	

※ 道路の位置の指定・変更・取消台帳							
告示年月日	年	月	日	指定年月日	年	月	日
告示番号	第	号	番号	第	号		

指定(変更・取消し)を受けようとする者の住所氏名				
承 諾 者	権利別	地目面積(㎡)	住所	氏名
備考				
図面作成者住所・氏名				
測量者住所・氏名				

(凡例)			
方位		郡界	
道路位置の標識		都市計画路線	
へい(構造を記入のこと)		既存道路	
主要出入口		申請する道路の位置	
井戸		位置(自動車転回広場を含む)	
生垣		指定する道路の位置	
予定建築物(用途を記入のこと)		取消しされる道路の位置	
既存建築物(用途を記入のこと)		予定する道路の位置	
敷地界		擁壁	
地番界		高圧線	
市町村界		がけ	
		水路及び地揚敷	

(注意)
1 承諾者の権利別欄には、申請に係る土地(隣接土地を含む。以下「申請地」という。)若しくは申請地にある建築物若しくは工作物の所有者、借地権者その他の権利者又は管理者(申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者という。)の別を記入すること。
2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
3 申請の道路の幅員、延長及び面積の単位は、メートル(小数点以下2位まで)とすること。
4 付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公園の写し及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
5 道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝等及び路面の構造を記入すること。
6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
7 隣接境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
8 ※欄には、記入しないこと。

(A2判)

第14号様式（第14条関係）

正

道路位置指定の変更（取消し）申請書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更（取消し）を受けたいので、上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則第14条第1項の規定により申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 （宛先） 上尾市長 年 月 日 申請者住所 氏名						
指定を受けた者 住所氏名	電話番号					
代 理 者 住所氏名	電話番号					
図面作成者 住所氏名	電話番号					
変更（取消し）と なる道路の 地名地番						
変更（取消し）と なる道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m ²
指定を受けた 年月日番号						
この申請図書のとおり道路位置指定の変更（取消し）を受けることを承諾します。						
権利別 地番	所有者 住所氏名印	承諾 年月日	借地権者 住所氏名印	承諾 年月日	建築物又は 工作物の所有者 住所氏名印	承諾 年月日
	㊞		㊞		㊞	
	㊞		㊞		㊞	
	㊞		㊞		㊞	
	㊞		㊞		㊞	
この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。（この申請図書のとおり道路の位置の指定の取消しを受けることを承諾します。）						承諾 年月日
管 理 者 住所氏名印	電話番号 ㊞					
備 考				変更（取消）番号・年月日		
				第 年 月 日		

第14号様式の2（第14条の2関係）

副 道路位置指定の変更（取消し）通知書

年 月 日付けで申請のあった建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更（取消し）については、当該道路の位置の指定を変更（取消し）したので、上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則第14条の2第3項の規定により通知します。

変更（取消）番号第 号

年 月 日

上尾市長 印

申請者 住所氏名	電話番号					
指定を受けた者 住所氏名	電話番号					
代理人 住所氏名	電話番号					
図面作成者 住所氏名	電話番号					
変更（取消し）となる道路の地名地番						
変更（取消し）となる道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m ²
この申請図書のとおり道路位置指定の変更（取消し）を受けることを承諾します。						
権利別 地番	所有者 住所氏名印	承諾 年月日	借地権者 住所氏名印	承諾 年月日	建築物又は 工作物の所有者 住所氏名印	承諾 年月日
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更を承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。（この申請図書のとおり道路の位置の指定の取消しを承諾します。）						承諾 年月日
管理者の住所 及び氏名		印				
		電話番号				
備考						

事前協議書

建築安全課
担当

1 提出年月日 年 月 日（ ）

各 課 合 議			

2 事業計画概要

事業者	住所		担当者
	氏名		電話 （ ）
代理者	住所		担当者
	氏名		電話 （ ）
位置指定をする場所		上尾市	
		戸数・区画数	戸 区画
用 途 地 域		前 面 道 路	m
事業概要	区 域 面 積	m ²	※構造階数 造 階
	※建築面積	m ²	※最高の高さ m
	※床面積	m ²	※軒 高 m
	※工事種別	築	
		受 付	

・ ※のある欄は一戸建開発の場合は記入しないこと。

中間検査依頼書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所
依頼者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

さきに審査終了通知を受けた位置指定道路に係る工事について、指定工程に達したので、上尾市位置指定道路申請に係る事務処理要領第4条の2の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。

記

審査終了通知 年月日及び番号	年 月 日 第 号	指定工程に到達 した区域の名称	上尾市
区域に含まれる 地 域 の 名 称 及び面積	名称 面積 m ²	指定工程の内容	
予定建築物等の 用途		* 公共施設の有無	有 無
工事着手年月日	年 月 日	* 公告前建築等 承認の有無	有 無
指定工程到達 年月日	年 月 日	中 間 検 査 希 望 年 月 日	年 月 日 ()
※ 受 付	備 考		

備考1 *印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

工事完了届出書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

届出者 住所

氏名

上尾市位置指定道路申請処理に係る事務処理要領第4条の3の規定により、
道路位置指定に関する工事（審査終了通知番号 年 月 日
第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

第4号様式（第4条の4関係）

申 請 取 下 書	
年 月 日	
（宛先） 上尾市長	
申請者 住 所 氏 名 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
さきに提出した 申請を、下記のとおり取り下げます。 記	
申 請 年 月 日	
土 地 の 地 名 ・ 地 番	
取 下 理 由	
※ 受 付	備 考
※受理番号・年月日	第 号 年 月 日

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

工 事 取 り や め 届 出 書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

さきの審査終了通知を受けた土地については、道路位置指定に関する工事を取りやめたので、上尾市位置指定道路申請に係る事務処理要領第4条の4の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

審 査 終 了 通 知 年 月 日	年 月 日
審 査 終 了 通 知 番 号	
許可を受けた区域の名称	
取 り や め 年 月 日	年 月 日
※ 受 付	備 考

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

4 申 請 手 数 料

道路位置指定(変更・廃止)申請手数料

50,000円